

2015年1月20日 全13頁

法律・制度 Monthly Review 2014. 12

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2014年12月の法律・制度に関する主な出来事と、2014年12月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 2014年12月は、投資信託・投資法人制度の改正が実施されたこと（1日）、OECDがBEPS行動計画に係るディスカッションドラフトを公表したこと（16日など）、コーポレートガバナンス・コードの案が公表されたこと（17日）、自由民主党・公明党が「平成27年度税制改正大綱」を発表したこと（30日）、などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○2014年12月の法律・制度レポート一覧	2
○2014年12月の法律・制度に関する主な出来事	3
○2015年1月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
いよいよ適用開始 投信制度改革（全体像）	6
○レポート要約集	9
○2014年12月の新聞・雑誌記事・TV等	12
○2014年12月のウェブ掲載コンテンツ	13

◇2014年12月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
3日	法人の受取配当課税強化の問題点 ～受取配当等の益金不算入制度の縮減は 株価下押し要因となりうる～	吉井 一洋 是枝 俊悟	税制	20
8日	大口信用供与等規制の細則の見直し③ ～【銀行法施行令・銀行法施行規則等改正】 受信側グループの合算範囲～	鈴木 利光	金融制度	7
	バーゼルⅢの初歩 第14回 「レバレッジ比率」とは？	鈴木 利光	金融制度	2
	いよいよ適用開始 投信制度改革（全体像） ～12月1日からスタート～	吉井 一洋	金融商品 取引法	7
	いよいよ適用開始 投信制度改革 トータルリターン通知制度 ～顧客ごと・銘柄ごとのトータルリターンの 年1回以上の通知が義務化～	是枝 俊悟	金融商品 取引法	5
	いよいよ適用開始 投信制度改革 目論見書・運用報告書などの見直し ～手数料情報、リスク情報、運用報告書の二段階化～	横山 淳	金融商品 取引法	15
10日	いよいよ適用開始 投信制度改革 投資信託運営の効率性の向上	堀内 勇世	金融商品 取引法	7
	消費税増税等の家計への影響試算 （再増税先送り反映版） ～2011年から2018年までの 家計の実質可処分所得の推移を試算～	是枝 俊悟	税制	13
11日	いよいよ適用開始 投信制度改革 投資信託の運用規制強化 ～投資信託の運用財産の内容（リスク量） についての制限～	鈴木 利光	金融商品 取引法	7
12日	法律・制度 Monthly Review 2014.11 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	14

◇2014年12月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇投資信託制度改革の適用開始。 ・投資信託等のトータルリターンの通知制度の適用開始。 ・投資法人における新投資口予約権の発行、自己投資口の取得が解禁。 ◇大口信用供与等規制の見直しの施行。 ◇金融庁、流動性カバレッジ比率の開示に係る内閣府令案等を公表（2015年1月5日まで意見募集）。
2日	<ul style="list-style-type: none"> ◇衆議院議員総選挙が公示。 ◇日英、税務当局との仲裁手続に係る実施取決めを定める。
5日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国税庁、マイナンバー導入後の帳票の様式案を公表（24日にも追加公表）。
9日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家等のリストを公表（第3回）。受入れ表明した機関投資家等の数は175に（前回比15増）。 ◇パーゼル銀行監督委員会（パーゼル委）、「安定調達比率の開示基準」と題する市中協議文書を公表（2015年3月6日まで意見募集）。
11日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「流動性規制に関するQ&A」を公表。 ◇パーゼル委・IOSCO（証券監督者国際機構）、「簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品を特定する要件」と題する市中協議文書を公表（2015年2月13日まで意見募集）。 ◇パーゼル委、最終規則文書「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」を公表。
12日	<ul style="list-style-type: none"> ◇NISA推進・連絡協議会、「職場積立NISAガイドライン」及び「『職場積立NISA』利用規約 雛形」を公表。
14日	<ul style="list-style-type: none"> ◇衆議院議員総選挙の投開票。
15日	<ul style="list-style-type: none"> ◇企業会計審議会第1回会計部会が開催（部会長は安藤英義・専修大学大学院教授）。IFRSの任意適用企業の拡大促進、あるべきIFRSの内容についてわが国としての意見発信の強化等について審議。
16日	<ul style="list-style-type: none"> ◇OECD、BEPS行動計画10（移転価格税制（他の租税回避の可能性が高い取引））における、コモディティ取引の移転価格に関するディスカッションドラフトおよびグローバルバリューチェーンにおける利益分割の使用に関するディスカッションドラフトを公表（いずれも2015年2月6日まで意見募集）。 ◇国税庁、「平成25年分の相続税の申告の状況について」を公表。平成25年分の相続税額は1兆5,367億円（前年比22.8%増）で、平成13年分以来12年ぶりの高水準。 ◇日証協、「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」中間報告書を公表。 ◇東証、「arrowheadのリニューアル時における売買制度の見直しについて」を公表。呼値の単位の適正化フェーズⅢにおける呼値の単位の改正案等（2015年1月15日まで意見募集）。
17日	<ul style="list-style-type: none"> ◇コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議、「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方（案）《コーポレートガバナンス・コード原案》～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために」を公表（2015年1月23日まで意見募集）。 ◇金融庁、パーゼルⅢに係るレバレッジ比率について告示案等を公表（2015年1月16日まで意見募集）。 ◇金融庁、「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について」を公表。 ◇保険監督者国際機構（IAIS）、国際資本基準に係る第1次市中協議文書を公表（2015

	年 2 月 16 日まで意見募集)。
18 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇OECD、BEPS 行動計画 14 (相互協議の効果的实施) に関するディスカッションドラフトを公表 (2015 年 1 月 16 日まで意見募集)。 ◇OECD、BEPS 行動計画 4 (利子損金算入や他の金融取引の支払を通じた税源浸食の制限) に関するディスカッションドラフトを公表 (2015 年 2 月 6 日まで意見募集)。 ◇IASB (国際会計基準審議会)、「投資企業：連結の例外の適用」(IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号および IAS 第 28 号の修正) を公表。 ◇IASB、財務報告における開示の有効性改善に関して、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正および IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の修正案の公開草案 (2015 年 4 月 17 日まで意見募集) を公表。
19 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇バーゼル委、「トレーディング勘定の抜本的見直し：検討中の論点について」と題する市中協議文書を公表 (2015 年 2 月 20 日まで意見募集)。 ◇OECD、BEPS 行動計画 8・9・10 (移転価格税制) におけるリスク、再構築及び特別の措置に関する OECD 移転価格ガイドラインの改訂に係るディスカッションドラフトを公表 (2015 年 2 月 6 日まで意見募集)。 ◇ESMA (欧州証券市場監督局)、MiFID II・MiFIR についての final technical advice (TA) と細則案 (RTS/ITS) を公表 (細則案については 2015 年 3 月 2 日まで意見募集)。 ◇公正取引委員会、「競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会 中間取りまとめ」を公表。
22 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇バーゼル委、「資本フロア：標準的手法に基づく枠組みのデザイン」および「信用リスクに係る標準的手法の見直し」と題する市中協議文書を公表 (いずれも 2015 年 3 月 27 日まで意見募集)。
23 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国際決済銀行 決済・市場インフラ委員会 (BIS/CPMI) と IOSCO 代表理事会、「金融市場インフラのための原則」の「付録 F の評価方法」を公表。 ◇米国 FASB (財務会計基準審議会)、非公開会社におけるのれん償却を選択できることとする最終基準を公表。
24 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇第 188 回国会 (特別会) を招集 (26 日まで)。首相指名選挙で安倍首相が再選。 ◇第三次安倍内閣が発足。 ◇独占禁止法審査手続についての懇談会、報告書を公表。 ◇企業会計基準委員会 (ASBJ)、企業会計基準公開草案第 57 号 (企業会計基準第 1 号の改正案)「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準 (案)」、企業会計基準適用指針公開草案第 52 号 (企業会計基準適用指針第 25 号の改正案)「退職給付に関する会計基準の適用指針 (案)」および実務対応報告公開草案第 44 号 (実務対応報告第 18 号の改正案)「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い (案)」を公表 (いずれも 2015 年 2 月 24 日まで意見募集)。
25 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る参考事例集 (平成 26 年 12 月改訂版)」を公表。
30 日	<ul style="list-style-type: none"> ◇自由民主党・公明党、「平成 27 年度税制改正大綱」を発表。

◇2015年1月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2015年 (H27)	1月1日	◇相続税・贈与税の抜本改正（相続税・贈与税の最高税率の55%への引き上げ、相続税の基礎控除額の4割縮減など）の施行。 ◇所得税の最高税率が40%から45%に引き上げ。 ◇NISAの1年単位の取扱金融機関変更の手続きが可能に。 ◇個人による物価連動国債の購入が可能に（2016年1月1日以後償還のものに限る）。 ◇国外証券移管等調書制度の導入。
	3月31日	◇流動性カバレッジ比率の適用開始（国際統一基準行）。 ◇レバレッジ比率の開示開始（国際統一基準行）（予定）。
	4月1日	★法人税改革の実施。 ・法人税（国税）の税率引き下げ（25.5%→23.9%）。 ・法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ・繰越欠損金の使用制限を強化（当期所得の80%→65%）。 ・研究開発促進税制の総額型上限が縮小（法人税額の30%→25%）。 ★結婚・子育て資金の一括贈与の贈与税非課税措置の創設。 ◇「企業結合に関する会計基準」の改正の強制適用。
	5月1日	◇会社法改正法の施行（予定）。監査等委員会設置会社制度の創設、社外取締役・社外監査役の要件の見直しなど。
	6月まで	◇コーポレートガバナンス・コードの策定（予定）。
	10月1日	◇厚生年金と共済年金が統合（厚生年金に一元化）。 ◇国民年金の過去5年間の保険料を納付できる制度が開始。
	10月ごろ	◇番号（いわゆるマイナンバー）の通知開始（予定）。
2016年 (H28)	1月1日	★NISAの年間投資限度額が拡大（年100万円→120万円） ◇公社債税制の抜本改正（申告分離課税化、上場株式等との損益通算など）の施行。 ◇所得税の給与所得控除の上限が245万円から230万円に縮小。 ◇番号制度（いわゆるマイナンバー）の利用開始（予定）。
	4月1日	◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。 ★法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。 ★ジュニアNISAの創設（申し込み開始は2016年1月1日）。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、50歳未満の者に拡大。
	10月1日	◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ★住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。
2017年 (H29)	1月1日	◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。
	4月1日	★消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ★繰越欠損金の使用制限を強化（当期所得の65%→50%）。 ★欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。
	10月1日	★住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。

※原則として、2014年12月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している（ただし、「平成27年度税制改正大綱」により改正されることとされているものには★印を付し、現行税法より優先して記載している）。2014年12月中に決定した内容は太字で記載。税制・会計等の適用時期は、3月決算法人の例を記載している。

◇今月のトピック

いよいよ適用開始 投信制度改革（全体像）

2014年12月8日 吉井 一洋

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20141208_009236.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 投信・投資法人報告書の概要（投資信託部分）

報告書で指摘された現状と課題	主な対応の方向性
<p>◇現在の規模では経費を信託報酬でまかないきれず、販売手数料を重視</p> <p>◇販売会社が顧客との関係をほぼ掌握し、商品供給に大きな影響力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新テーマに基づく新商品が次々に設定・開発 …投資信託の累増・小規模化、運営コストが報酬を上回る ・投資期間の短期化等を招きかねない …投資家の資産運用ニーズを反映していない 	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模な投資信託の増加につながっている業界慣行等の見直し ○小規模な投資信託の併合を促進し、効率的な運営を行うため、受益者書面決議制度を見直す。 ○ETFの金銭と現物の混合設定・償還の容認範囲の拡大 ○顧客の生活設計やマネープランを踏まえた資産形成の観点に基づくコンサルティング機能を発揮 ○運用会社・販売会社のインセンティブが一層顧客本位になるように、運用担当者の経歴や報酬体系等の顧客への提示、報酬体系の残高ベースへの移行について、各社が自主的に取り組む ○運用会社の商品開発能力のみならず、国内外資産に対する運用能力の強化
<p>◇株価低迷・低金利が長期化し、伝統的な投資手法で高いリターンを得るのは困難</p> <p>⇒ 海外資産の比率増加、商品の複雑化、ファンド・オブ・ファンズの活用</p> <p>⇒ 手数料率が上昇傾向</p> <p>◇定期的な収入を重視する投資家向けに、高頻度・高分配商品商品の開発</p> <p>…全体的な得失の把握困難</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○商品性やリスクに関する購入時の説明の一層の工夫 …販売・勧誘時におけるリスク等の情報提供の充実 ○運用報告書の改善：交付運用報告書と運用報告書（全体版）に分ける。 ○販売手数料・信託報酬等の説明の充実 ○トータルリターン把握のための定期的通知制度の導入 ○商品組成の自由度に留意しつつ一定の類型のリスクに対する規制 ・信用リスクの分散（一定の定量的規制） ・デリバティブのリスク量制限の規格化と情報提供 ・わが国で販売等される外国投資信託にも同様の規制
<p>◇退職前後の世代が主要顧客</p> <p>…当該世代の減少</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○余資運用に限らず資産形成の視点も必要 ○目的意識を明確にした積立投資の促進 ○ETFの更なる活用の加速 ○投資信託市場における確定拠出年金の役割について議論

(注) 強調された項目については法令・規則・監督指針・自主規制の改正等で対応が図られている。

(出所) 投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ最終報告に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 投資信託制度の改正内容（国際的な規制の動向や経済社会情勢の変化に応じた規制の柔軟化）

報告書に挙げられた見直し項目 (番号等は報告書による)	改正内容	根拠法令等
① 効率的な投資信託運営のための 受益者書面決議制度の見直し		
(a) 書面決議を要する約款変更 範囲の見直し	書面決議を要する約款の「重大な内容 の変更」に該当するか否かの基準を「商 品としての基本的な性格の変更」と規定 し、形式的な変更にとどまらなくても書面 決議を要しない約款変更がありうるこ とを明確化するなど	改正投信法17条、54 条、59条 改正投信法施行規則 29条、91条、99条 投資信託Q&A
(b) 書面決議を要する併合手続 の見直し	併合の前後で、「商品としての基本的な 性格」に相違がない投資信託は書面決 議を不要にする。	改正投信法17条、54 条、59条 改正投信法施行規則 29条の2、91条の2、 99条の2
(c) 受益者数要件の撤廃	約款変更や併合手続の見直しを促進す る観点で踏まえ、受益者数要件を撤廃す る。	改正投信法17条⑧ 、54条
(d) 反対受益者の受益権買取 請求制度の見直し	オープンエンド型投資信託には、反対受 益者に与える不利益は乏しいことから同 制度を適用しないこととする。	改正投信法18条、54 条 改正投信法施行規則 40条の2、93条の2
④ 運用財産相互間取引の容認範囲 の明確化	「必要かつ合理的」なものとして認められ る場合の例示の追加	改正監督指針
	指定外国金融商品取引所に上場されて いる取引について容認	改正金商業等府令 129条②③、改正投信 法施行規則270条①
⑤ 金銭設定・金銭償還の例外範囲 の拡大		
(a) 金銭と現物を混合した設 定・償還の容認	現物設定・現物償還であるETFでは、権 利落ち等の構成銘柄について金銭での 代替を認める。	改正投信法施行規則 19条④～⑥
(b) 現物設定・現物償還の容認 範囲の拡大	投資に高い知識・理解力を有する機関 投資家向けの投資信託の設定・償還に つき、時価評価が容易な有価証券等 を用いる場合には現物設定・現物償還を 認める。	改正投信法施行令12 条 改正投信法施行規則 19条⑦、⑧
⑥ その他の施策	一定の要件を満たすデリバティブ取引を 価格調査制度の適用対象外とする。	改正投信法施行規則 22条①
	利益相反のおそれがある行為の受益者 等への報告方法等の緩和	改正投信法施行規則 23条③
	MRFIについて、基準価額が1口1円を割 り込んだ際の、運用会社による劣後運 用財産の買取等を損失補てんの禁止の 適用除外にする。	改正金商業等府令 129条の2

(適用時期) 2014年12月1日から適用

(適用対象) 国内投資信託のうち委託者指図型は、①、④～⑥すべて、委託者非指図型は①、④の下段、⑥の第一段、外国投資信託は、①の(a)(b)の改正が適用される。

(出所) 投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ最終報告及び関係法令に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 投資信託制度の改正内容（一般投資家を念頭に置いた適切な商品供給の確保）

報告書に挙げられた見直し項目 (番号等は報告書による)	改正内容	根拠法令等
① 運用報告書の改善		
(a) 運用報告書の二段階化	交付運用報告書と運用報告書(全体版)に二段階化する。	改正投信法14条②～④、54条、59条
	交付運用報告書は、原則として受益者に書面又は電子的な方法で交付する。	改正投信法14条⑤、54条、59条
	運用報告書(全体版)は、 ・運用会社のホームページでの掲載等、 投資家にとってアクセスしやすい電子的方法による提供を原則とする。 ・受益者から請求があった場合のみ書面による交付を義務付ける。	改正投信法14条② 改正投信法施行規則25条の2 改正投信法54条、同59条
(b) 運用報告書記載事項等の見直し	交付運用報告書では、他の投資信託と比較可能な方式で投資信託の現在及び過去の状況を記載する。 グラフや図の活用、平易で簡素な表現で文章による解説を行うなどわかりやすい表示を行う。	改正投信財産計算規則58条①、58条の2①、62条、63条、改正監督指針、投資信託協会規則等
	運用報告書(全体版)は、引き続き、必要な情報を詳しく記載する。	
(c) 有価証券報告書等との関係	重複開示を回避するため、「募集事項等記載書面」を有価証券報告書と併せて提出した場合は、有価証券届出書を提出したものとみなす。	改正金商法5条⑩～⑫、改正特定有価証券開示府令1条、11条の6等
	有価証券報告書の報告書代替書面として、金融商品取引業協会の規則に基づいて作成された書面を認める。	改正特定有価証券開示府令27条の4の2、28条の6、29条の3等
② トータルリターン把握のための定期的通知制度の導入	投資信託購入時点から現在に至るまでの累積分配金を含む累積損益を把握できるようにトータルリターンの定期的通知制度を導入する。	日本証券業協会規則
③ 販売手数料・信託報酬等に関する説明の充実	投資家の負担の対価として享受するサービスについての説明の充実を図る。	改正特定有価証券開示府令様式(第4号、第4号の2、第25号、第25号の2)、投資信託協会規則等
④ 販売・勧誘時等におけるリスク等についての情報提供の充実	商品のリスクの定量的な把握や比較が容易になるよう交付目論見書等に、わかりやすく表示する	改正特定有価証券開示府令様式(第4号、第4号の2、第25号、第25号の2)、投資信託協会規則等
⑤ 運用財産の内容についての制限	信用リスクの分散については、一定の定量的な規制の枠組みを整備する。	改正金商業等府令130条①、改正投信法施行規則271条①、投資信託協会規則等
	デリバティブ取引を行う場合のリスク量制限については、リスク量に係る計算方法を一定程度規格化し、その概要の情報を提供する。	投資信託協会規則等
	わが国に持ち込まれる又はわが国の投資信託に組み込まれる外国投資信託についても、原則として、同様の取扱いとする。	日本証券業協会規則、投資信託協会規則等

(適用時期) 原則として2014年12月1日から適用。ただし、下記に留意。

- ① (b) の交付運用報告書の見直しは、2014年12月1日以後に作成期日が到来するものから適用
- ② は、2014年12月1日以後に顧客が新たに買い付ける投資信託等に適用
- ③、④ は、2014年12月1日以後に提出する有価証券届出書に係るものから適用
- ⑤ のうち信用リスクの分散については、既存の投資信託は5年間は不適用（合理的な方法を定めた場合を除く）。

(適用対象) 国内投資信託の委託者指図型、委託者非指図型、及び外国投資信託に適用される。

(出所) 投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ最終報告及び関係法令に基づき大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【3日】

法人の受取配当課税強化の問題点

～受取配当等の益金不算入制度の縮減は株価下押し要因となりうる～

2014年11月18日、安倍首相は消費税率の10%への引上げを、2017年4月まで先送りする方針を示すと共に、これについて国民に信を問うため、衆議院を解散し総選挙を行うことを表明した。21日に衆議院は解散した。

平成27年度（2015年度）税制改正の議論は、実質的に開始していたが、これにより、平成27年度税制改正大綱の公表は2015年1月にずれ込む見通しになった。

平成27年度税制改正の主要な項目としては法人実効税率の引下げが挙げられている。引下げのための代替財源として、法人の受取配当益金不算入制度の縮減が候補に挙げられている。

消費税率引上げ先送りにより、2015年度及び2016年度のわが国の財政状態は一層厳しくなることから、法人の受取配当益金不算入制度については、厳しい改正内容となることが予想される。

法人の受取配当益金不算入制度の縮減は、税引後の配当等の減少を通じて、株価形成に悪影響を与えうる。仮に、持株比率5%未満の法人からの配当について益金不算入0%（即ち全額益金算入）とする等の縮減措置が実施されると、配当割引モデルで算出した理論株価は、5%前後の引き下げ要因となる。これは2015年度に想定されている法人実効税率の2%幅の引き下げによる理論株価の引き上げ要因（3%強）を打ち消してしまう。

法人の受取配当益金不算入制度の縮減については、慎重な対応が望まれる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20141203_009218.html

【8日】

大口信用供与等規制の細則の見直し③

～【銀行法施行令・銀行法施行規則等改正】受信側グループの合算範囲～

2014年10月17日、金融庁は、「平成25年金融商品取引法等改正（1年半以内施行）に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」（銀行法施行令・銀行法施行規則等改正）を公表した（同年同月22日に公布）。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2013年6月12日に成立（同年同月19日に公布）した銀行法等の一部改正に伴う、いわゆる「大口信用供与等規制」の細則の見直しである。

そこで、計3回に分けて、銀行法施行令・銀行法施行規則等改正の内容を紹介する。最終回となる本稿のテーマは、受信側グループの合算範囲である。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、受信側グループの合算範囲（「同一人」の範囲）を、議決権50%超の保有による形式基準に基づく子会社から、実質支配力基準に基づく子法人等、影響力基準に基づく関連法人等まで拡大している。

銀行法施行令・銀行法施行規則等改正は、2014年12月1日から施行されている。

ただし、経過措置として、信用供与等の限度額を超えている銀行等は、2015年2月28日までにその旨を内閣総理大臣に届け出たときは、その信用供与等につき、適用を1年先送りすることができる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20141208_009231.html

バーゼルⅢの初歩 第14回 「レバレッジ比率」とは？

このシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明します。第14回は、レバレッジ比率の内容を解説します。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/basel3/20141208_009229.html

いよいよ適用開始 投信制度改革（全体像） ～12月1日からスタート～

2014年12月1日から一連の投信制度改革が実施されている。これは、2012年12月に公表された金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ最終報告」を受けてのものである。

このうち、投資信託に関する制度改革の内容としては、投資信託運営の効率性の向上、目論見書・運用報告書などの見直し、トータルリターン通知制度の導入、投資信託の運用規制強化などが挙げられる。

本稿では、投資信託に関する制度改革の全体像をとりまとめる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20141208_009236.html

いよいよ適用開始 投信制度改革 トータルリターン通知制度 ～顧客ごと・銘柄ごとのトータルリターンの年1回以上の通知が義務化～

投資信託のトータルリターン通知制度が2014年12月1日から開始され、販売会社は投資家に対し年1回以上トータルリターンを通知することが義務付けられた。

トータルリターンとは、現在の評価金額と累計受取分配金額および累計売付金額を加え、累計買付金額を控除したものである。投資家は、トータルリターンを見るだけで、当該投資信託に投資したことにより、販売手数料・信託報酬等のコストを考慮した上で、いくら得しているのか、損しているのかを明瞭に把握できるようになる。

もっとも、一律適用となるのは2014年12月1日以後に顧客が新規に買付した投資信託に限られ、2014年11月30日以前から顧客が保有している投資信託についていつまで遡って適用するのかは販売会社によって対応が分かれている。

また、累計受取分配金を税引後とするのか税引前とするのか、外貨建の投資信託のトータルリターンを外貨ベースで計算するのか円ベースで計算するのかなども販売会社により対応が分かれることとなる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20141208_009237.html

いよいよ適用開始 投信制度改革 目論見書・運用報告書などの見直し ～手数料情報、リスク情報、運用報告書の二段階化～

2014年12月1日から一連の投信制度改革が実施された。その中に、運用報告書や目論見書などの見直しが盛り込まれている。

具体的には、交付目論見書において、手数料情報について、顧客が負担する手数料を対価とするサービスの内容を記載すること、リスク情報について、投資リスクの定量的把握・比較が可能となるようわかりやすく記載すること（6種類程度の指標と比較など）が求められることとなる。

また、運用報告書について、必ず書面で交付すべき「交付運用報告書」と、ウェブ掲載など電磁的方法による提供を原則とする「運用報告書（全体版）」に二段階化することとされている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20141208_009238.html

【10日】

いよいよ適用開始 投信制度改革 投資信託運営の効率性の向上

2014年12月1日より、多くの投信制度改革が実行に移されている。

これは、2012年12月12日の金融審議会の「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の最終報告を受け、法令等の改正が行われた結果である。

このレポートでは、効率的な投資信託運営のための受益者書面決議制度の見直し、運用財産相互間取引の容認範囲の明確化と拡充、金銭設定・金銭償還の例外範囲の拡大、MRFの損失補てんなどのテーマを取り上げた。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20141210_009245.html

消費税増税等の家計への影響試算（再増税先送り反映版）

～2011年から2018年までの家計の実質可処分所得の推移を試算～

安倍首相の消費税再増税先送りの発表を受けて、2013年12月に発表した「消費増税等の家計への影響試算」を改訂した。

消費税率の10%への引き上げ時期が2015年10月から2017年4月に先送りされることで、2016年の家計の実質可処分所得は上方修正されるが、2015年においては大きく変わらない。当初のスケジュールでは、2014年から2015年にかけての負担増要因が①1～3月の消費税率が5%から8%に上がることで、②10～12月の消費税率が8%から10%に上がることで、③2014年中に一度きり支給された子育て世帯臨時特例給付金の効果が剥落することの3点であった。10%への消費税率引き上げの先送りにより解消されるのはこのうち②の分にすぎないからである。

2013年から2014年にかけては、臨時特例給付金が支給されることにより、消費税率引き上げに伴う中低所得層の負担増を緩和する効果があった。しかし、2014年から2015年にかけては子育て世帯臨時特例給付金の効果が剥落するため、同じ「片働き4人世帯」の中では、世帯年収が低くなるほど実質可処分所得の減少率が大きくなる。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20141210_009243.html

【11日】

いよいよ適用開始 投信制度改革 投資信託の運用規制強化

～投資信託の運用財産の内容（リスク量）についての制限～

2014年12月1日より、投資信託制度の改革が実施されている。

本稿では、当該改革のうち、投資信託の運用規制強化（投資信託の運用財産の内容（リスク量）についての制限）の概要を簡潔に説明する。

従来、投資信託の運用財産の内容（リスク量）についての制限としては、内閣府令におけるデリバティブ取引に係るリスクの制限、投資信託協会の規則における投資対象等への一定の制限に限られていた。

しかし、ファンド・オブ・ファンズ等の普及等を通じて、商品の複雑化・リスクの複合化が進行しており、さらに、大きな信用リスクを抱えたいわゆる仕組債型の投資信託も存在している状況にあって、このような複合化したリスクや信用リスクを、説明・開示によってあらかじめ投資家に認識させることは困難である。また、そうしたリスクの軽減・分散が不十分な場合には、投資家にとって突発的・不連続な損失が発生し得る。

そこで、そうしたリスク量をあらかじめ制限するような仕組みを構築する観点から、今般の投資信託制度の改革では、投資運用業に関する禁止行為として、その受益証券の取得の申込みの方法が公募の方法により行われている委託者指図型投資信託に係る運用財産に関し、信用リスクを適正に管理する方法としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うことを追加し、信用リスクの分散を求めることとした。

本稿で取り上げた、投資信託の運用規制強化に係る改正は、2014年12月1日から実施されている。

ただし、「信用リスクの分散」については、2014年12月1日時点で現に運用が行われている運用財産の場合、2014年12月1日から起算して5年間の経過措置が設けられている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20141211_009249.html

【12日】

法律・制度 Monthly Review 2014.11

～法律・制度の新しい動き～

11月の法律・制度に関する主な出来事と、11月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

11月は、政府の税制調査会が配偶者控除等の改正案を示したこと（7日）、安倍首相が消費税率10%への引き上げ時期の1年半先送りを表明したこと（18日）、21日の衆議院解散前に改正景表法・改正犯収法が参議院にて可決・成立したこと（19日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20141212_009255.html

◇2014年12月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
銀行法務 21 (2014年12月号)	相続税の改正と留意点	是枝 俊悟
週刊ダイヤモンド (2014年12月13日号)	数字は語る—短時間で同じ年収を稼ぐ女性の働き方から男性が学べるものがある	是枝 俊悟
産経新聞 (2014年12月25日付11面)	相続税対策についてコメント	是枝 俊悟
フジサンケイビジネスアイ (2014年12月25日付4面)	相続税対策についてコメント	是枝 俊悟
Financial Adviser (2015年1月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol. 46 消費税増税先送りに伴い FPが意識すべきこと	是枝 俊悟
ブルームバーグ (2014年12月30日配信)	平成27年度税制改正大綱（法人税改革） についてコメント	吉井 一洋
朝日新聞 (2014年12月31日付 朝刊5面)	平成27年度税制改正大綱（法人税改革） についてコメント	是枝 俊悟
朝日新聞 (2014年12月31日付 朝刊23面)	各年の家計の実質可処分所得の推移試算を掲載	是枝 俊悟
読売新聞 (2014年12月31日付 朝刊3面)	各年の家計の実質可処分所得の推移試算を掲載	是枝 俊悟

◇2014年12月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
2014年 12月2日掲載	コラム：不当表示に対する課徴金制度導入 http://www.dir.co.jp/library/column/20141202_009205.html	堀内 勇世
2014年 12月16日収録	インターネットTV: 2015年1月 いよいよ施行！ 相続税増税の影響と対策 http://www.daiwatv.jp/contents/epr/special/prospect2015/20356-004/	是枝 俊悟
2014年 12月29日掲載	コラム：年末年始に簡単に作れる「年単位家計簿」のススメ http://www.dir.co.jp/library/column/20141229_009301.html	是枝 俊悟